

2015年3月31日

月形刑務所
所長 北浦 正志 殿

札幌弁護士会

会長 田村智幸



札幌弁護士会人権擁護委員会

委員長 秀嶋ゆかり



勧告書

当会は、申立人A氏（以下「申立人」という。）からの人権救済申立について、人権擁護委員会（以下「当委員会」という。）の調査結果に基づき、下記のとおり勧告する。

勧告の趣旨

2013年6月13日から2014年3月12日まで、申立人を監視カメラが備え付けられている居室に収容したことは、同人のプライバシー権を侵害する措置である。

被収容者を監視カメラが備え付けられている居室で終日動静監視下に置くことは、当該被収容者のプライバシー権を著しく侵害し、精神的不安や苦痛を与えるものであることから、同室への収容は、被収容者に逃亡、自殺・自傷のおそれやそれらに準ずる事由に該当する事実があり、事後的に回復することが困難で、かつ、重大な結果が予想される場合に限り実施されるべきであり、被収容者のプライバシー権に配慮し、慎重に収容及びその継続の要否を判断するよう勧告する。

勧告の理由

第1 申立の趣旨

申立人は、2013年6月13日以降、監視カメラが備え付けられている居室（以下「監視カメラ室」という。）に収容されている。

申立人は、2013年2月8日に月形刑務所内で、ゴミ収集車と接触する事故に遭遇したが、刑務所側の事故処理について不満を持ち、知人宛にかつて服役した刑務所で刑務官から便宜を図る代わりに金銭を要求され支払った事実を社会に告白する、との内容の信書を送付しようとしたところ、2013年6月13日に監視カメラ室に収容された。

上記行為を理由として監視カメラ室に収容するのは不当である。

第2 当委員会の調査の経過概要

| | |
|-----------------------------|---------------|
| 2013年11月8日 | 本人からの書面による申立て |
| 同年12月10日 | 月形刑務所での聴取 |
| 2014年3月17日 | 月形刑務所への照会 |
| 同年同月28日 | 月形刑務所からの回答 |
| 同年11月20日 | 月形刑務所への照会 |
| 同年12月9日 | 月形刑務所からの回答 |
| なお、上記は、本申立の趣旨に関する調査のみを記載した。 | |

第3 申立人主張の事実関係

2013年2月8日、申立人が出役中、ゴミ収集車と接触する事故に遭遇した。事故の後、刑務所内の事故報告書を作成することになったが、申立人からの聞き取りを担当した職員から、「当て逃げとして事件化せず、怪我は保険で治療すればよい」、「事故はお前にも悪いところはあるだろう」などと言われたが、申立人は自分には落ち度がないと思っていたので、申立人に非があるような内容の調書の作成に反対した。

その後、主任統括が申立人に対応し、「悪い点があったということを認め、その通りの内容の調書を作成すれば今まで通り工場に出役させるし、調査のための隔離もしない。調書は刑務所内の書類だから、警察の供述調書とも関係がない」などと言われたため、申立人は承諾し、申立人にも事故に落ち度がある内容の調書が作成された。

その後申立人は刑務所側の交通事故の処理について疑問を感じ、苦情申立をすることを考え、刑務所職員に相談したところ、所内で作成した調書を持ち出されて、申立人は落ち度があることを自ら認めているではないかと指摘された。

申立人は刑務所側のやり方に不満を募らせ、2013年6月11日、知人宛に「2001年ころに別の刑務所で服役中に刑務官から便宜を図る代わりに金銭を要求され支払った事実を法務大臣に告白する」、との内容の手紙

を送ろうとしたところ、当日中に呼び出しとなり、刑務所職員による面談となつた。なお、刑務所での便宜供与とは、2001年当時申立人が別の刑務所に在監中、担当刑務官から持ちかけられたもので、申立人の発信する信書を直接刑務官に渡せば、刑務所側の検閲を経ることなく、直接刑務官が信書の発信を行う代わりに、金50万円を要求されたというもので、申立人は2回依頼し、金銭を交付したというものである。

申立人は2013年6月13日に監視カメラ室への処遇を言い渡され、同日から監視カメラ室隔離となつた。理由は口頭で「先般の府中刑務所のこともあり、時代が時代なのでカメラ付きの部屋で生活してもらう」と言われたのみである。なお、府中刑務所の件とは、2013年3月に、府中刑務所の刑務官が受刑者に覚せい剤を渡し、逮捕された事件であると思われる。

第4 月形刑務所による回答の要旨

1 監視カメラ室収容の期間

2013年6月13日から2014年3月12日まで約9カ月間にわたり監視カメラ室に収容。

2 監視カメラ室について

ア 監視カメラ室の設置及び収容の根拠規定

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律は、被収容者の居室等について、性別、法的地位に応じて互いに分離することを条件として(第4条)、受刑者の資質及び環境等を考慮して行われる刑事施設の長の合理的な裁量に委ねる趣旨であり、被収容者の居室内をカメラにより監視するかどうかについても、居室内に監視するためのカメラの設置が、刑務官による居室内の検査や刑事施設の職員による巡回視察を補完するものとして、合理的な手段であると認められることを併せ考慮すると、上記裁量にゆだねる趣旨であることから、監視カメラ室の運用基準として内規を定めている。

イ 監視カメラ室の使用目的

刑務官による居室内の検査や刑事施設の職員による巡回視察を補完し、綿密な動静視察を行うため。

ウ 監視カメラ室の数、監視の態様、視認範囲、録画・録音の有無、記録の保管期間

回答を差し控える。

エ 監視カメラ室の構造及び設備、動作制限の有無

一般居室と比べ、私物棚の位置が低く、水道の蛇口がホースで、外窓の網戸にパンチングメッシュが施されている。

動作制限は一般居室と同様である。

オ 監視カメラ室の収容要件・収容期間の決定基準

被収容者のうち、自殺又は自傷のおそれがある者、職員若しくは被収容者に暴行または傷害を加えるおそれがある者、逃走のおそれがある者、施設器具等を損壊又は汚損する恐れがある者、精神等に変調があり、綿密な動静視察を必要とする者、その他特に綿密な動静視察を行う必要がある者であって、一般居室において生活させることが適当でないと認められる者。

収容期間は、上記収容要件がなくなったと認められるまでの間である。

3 申立人を監視カメラ室に収容した理由

申立人が発信を申請した知人宛の信書において、申立人が収容されていた刑務所の職員である刑務官に金銭を供与したと窺われる記載があったことから、統括矯正処遇官は、申立人と職権面接を実施したところ、同面接において申立人は同統括に対して、申立人が過去に受刑中、ある刑務官に便宜を図った旨を述べ、その内容は、出張の際の食事、風俗店及びタクシ一代を支払い、職員の銀行口座に金銭を振込、それら全部を合わせると合計200万円以上になること、その手法は、便宜を依頼する内容の手紙を当該刑務官に手渡し、その刑務官が申立人の家族や知人に送るというもので、当該刑務官名義の銀行口座に振り込んだ明細書を社会で所持している旨を述べた。そして、出所後にゴミ収集車との事故の件と合わせて、知人である弁護士に依頼し、社会で働きかけてもらう旨を述べた。

そこで、上記経緯から申立人が刑事施設職員をろう絡している可能性は否定できず、今後、月形刑務所においても、申立人が職員ろう絡を企てるおそれがあり、また、過去に職員をろう絡したとする件や、ゴミ収集車との事故に関し、苦情の申出や訴訟の提訴をほのめかし、自己の処遇の緩和を働きかける動静が認められることから、申立人が刑務所の措置等について意にそぐわないことがあれば、不満をあらわにして提訴等をほのめかし、自己の処遇の緩和を図るおそれが特に高いと認められた。そこで、刑務所職員による居室内の検査や巡回視察を補完する手段として、申立人を監視カメラ室に収容し、その動静を綿密に視察することで、申立人の動静に不審な状況が認められれば、当該状況を早期に発見する必要があると判断した。

第5 当委員会の判断

1 監視カメラ室への収容について

監視カメラ室への収容については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律上、明文の規定は存在しないが、同法第73条第2項に

よれば、「前項の目的（注：刑事施設の規律及び秩序の適正維持）を達成するため執る措置は、被収容者の収容を確保し、並びにその処遇のための適切な環境及びその安全かつ平穏な共同生活を維持するため必要な限度を超えてはならない。」とされ、規律及び秩序の適正維持のため刑務所が執る措置は、必要な限度を超えてはならないことが明記されている。

この点、施設管理や秩序維持、被収容者の生命・身体の安全確保の観点から、被収容者は、一定程度のプライバシーの侵害を受けることが予定されているものの、監視カメラにより24時間居室内における被収容者の動静を監視することは、そのプライバシー権を著しく侵害し、同人に精神的不安や苦痛を与えることから、被収容者を監視カメラ室に収容するには、動静監視の必要性が高く、被収容者に対するプライバシー侵害の程度がより低い他の方法では、その目的を達することができない場合に限らなければならぬ。

具体的には、監視カメラ室への収容は、被収容者に逃亡、自殺・自傷のおそれやそれらに準ずる事由に該当する事実があり、事後的に回復することが困難で、かつ、重大な結果が予想される場合に限り認められると解すべきである。この点から、月形刑務所からの回答にある同所の運用基準も、同様の趣旨で解すべきこととなる。

2 本件について

ア 月形刑務所は、申立人を監視カメラ室に収容した理由として、「申立人が刑事施設職員をろう絡している可能性は否定できず、今後、月形刑務所においても、申立人が職員ろう絡を企てるおそれがあり、また、過去に職員をろう絡したとする件や、ゴミ収集車との事故に関し、苦情の申出や訴訟の提訴をほのめかし、自己の処遇の緩和を働きかける動静が認められることから、申立人が刑務所の措置等について意にそぐわないことがあれば、不満をあらわにして提訴等をほのめかし、自己の処遇の緩和を図るおそれが特に高いと認められた」ことを挙げる。

しかし、申立人はあくまで「過去に別の刑務所で服役中に刑務官から便宜を図る見返りとして金銭を要求され支払った事実があり、その事実を法務大臣に告白する」との内容の手紙を知人宛に発信しようとしたし、また刑務所出所後に社会にそのような事実を公表しようとしていると述べたに過ぎず、在監している月形刑務所の職員をろう絡したとはいえない。

また、刑務所収容者により刑務所職員がろう絡されることは本来あつてはならず、万が一その可能性があるならばその防止には刑務所職員の教育や倫理の向上で対処すべき問題である。

さらに、刑務所側の措置等が違法、不当なものであれば、国家賠償請求等で国に対して損害賠償を請求することは当然の権利として認められるのであり、申立人が提訴等の意思があることを刑務所側に告知することは何ら問題となるものではなく、カメラ室処遇の理由とはなりえない。

このように、月形刑務所が指摘するカメラ室収容の理由はいずれも、「被収容者に逃亡、自殺・自傷のおそれやそれらに準ずる事由に該当する事実」には該当せず、「事後的に回復することが困難で、かつ、重大な結果が予想される場合」にもあたらないのであって、本件において申立人を監視カメラ室に収容し、その状態を継続したことにつき合理的な理由は認められない。

イ さらに、月形刑務所が述べる上記理由は、同所の運用基準にさえも該当しない（監視カメラ室への収容に関する同所の運用基準によれば、その例示として「自殺又は自傷のおそれがある者、職員若しくは被収容者に暴行または傷害を加えるおそれがある者、逃走のおそれがある者、施設器具等を損壊又は汚損する恐れがある者、精神等に変調があり、綿密な動静観察を必要とする者」である場合とあるが、同所が申立人を監視カメラ室に収容し、かつ継続した理由の中に、申立人がこれらの例示ないしそれらに準ずる事由に該当した事実は見当たらない。）。

ウ 以上のとおり、本件において、月形刑務所が、申立人につき「逃亡、自殺・自傷のおそれやそれらに準ずる事由に該当する事実があり、事後的に回復することが困難で、かつ、重大な結果が予想される場合」でないにもかかわらず、同人を監視カメラ室に収容したことは、申立人の有するプライバシー権を侵害するものである。

しかも同人を約9か月もの長期にわたり、監視カメラ室への収容を継続した事実は、同人のプライバシー権を著しく侵害するものであり、到底許容することはできない。

3 結論

よって、当会は、月形刑務所に対し、勧告の趣旨のとおり勧告する。